

九之二

特別
イ 4
3163
193(2)



陽復記下

或向曰子之取の神道は儒道に見解ありてのり名
 儒に見解なきべ用が。答曰。是れは我祠堂を以
 神道よとある事年久。是れも儒も其人なく。見お
 其書まれば。遊比故家小求。他邦小尋て。神書教巻と
 けて。是と。いひ見て。其理と得ぬ事あり。と
 一其の儒書は。と。以。事。神道とある。え
 ため。又腐儒の僻見と破らんがためなり。故儒書は。い
 一。いひ。乃。儒に。見。云。事。あ。ん。や。晴。小



陽復記下

所ありん。真儒のより人き事ありん。きしん
儒乃其見解なりやも。神道よりしん何ぞいまん
や。倭姫の禁令めも屏佛法息といはれども。儒とさ
けもやれ事なり。其上今世神語の人の身小を又
神書もとばされし事。しぬるれも其闕を補
ひしは佛語を禁令めしを困か。儒書の詞なりと
し何と困んや。神文往古より。儒典とてしれは
めをし例あまし。ゆふとや。めく人を我國も異
動も業種をあれと。我國の業種もくはれ何れ

異國の業種なりとて。用ぬれ我執なり。ゆふ業種
もくはれ何れ。わが國の業種を用て病とつやてよ。
孔子の道乃神道よむや。しぬるれも用ぬるは
あしどその人乃ゆふよりきりなり。制度文為
れらびしとて。孔子乃道と称るや。らびめありい
つ。わが國の制度文為異國も。時代によりか
つる事也。其法と我國も用るよとてしや。異國の
牛羊はめらんと。我國の畜養の類とて不用して

易記下

鎮座本紀
云心御柱
赤名天御
量柱按二
所太神宮
十殿立此

やとら^上み^言なる^言と^言れど^言り事^言計^言と^言神道^言と^言なり^言天^言と^言管
れ^言元^言り^言の^言が^言き^言あ^言ら^言に^言し^言。^言管^言の^言元^言より^言見^言ら^言く^言と^言
天^言と^言し^言る^言は^言あ^言ら^言ぬ^言ど^言ら^言ぬ^言こ^言い^言あ^言ま^言り^言お^言せ^言ど^言き^言事^言あり^言
され^言林^言と^言も^言人^言。日^言用^言乃^言間^言あり^言て^言一^言事^言や^言て^言神^言の^言
わ^言ら^言や^言ら^言ず^言。^言林^言と^言以^言下^言に^言の^言ぞ^言こ^言あ^言ま^言り^言阿^言比^言
任^言君^言なり^言。臣^言神道^言と^言し^言君^言は^言人^言なり^言と^言し^言忠^言臣^言也^言神
は^言子^言ら^言と^言も^言孝^言子^言也^言。夫婦^言兄弟^言朋友^言の間^言と^言神道^言と^言以^言
す^言ド^言ろ^言ず^言ぞ^言。そ^言の^言飲^言食^言と^言ら^言ず^言の^言神^言の^言あり^言と^言い^言ふ^言

即社共英
藍鏡東寶
殿緋絹糸
象文西寶
殿納鞍具
象武大神
手持寶鏡
祝之不言
雙劍舉其
重也鏡者
體也璣鏡
者用印文
武也公君
明嚴思量
正則賞罰
待申不唯
人君至衆
庶亦然
事無不有
神道

神^言道^言なり^言農^言圃^言醫^言卜^言の^言術^言より^言猶^言せ^言ぬ^言道^言なり^言
か^言く^言け^言め^言も^言天^言御^言中^言主^言尊^言天^言照^言太^言神^言の^言天^言の^言御^言量^言柱^言と^言
中^言國^言より^言立^言後^言て^言より^言こ^言の^言こ^言の^言時^言代^言より^言。用^言控^言し^言て^言あ^言ら^言
于^言今^言絶^言せ^言ぬ^言神^言の^言あ^言れ^言を^言。天^言地^言や^言無^言窮^言なり^言と^言い^言ふ^言なり^言
され^言神^言の^言御^言誓^言の^言寶^言祚^言の^言ほ^言ら^言ん^言事^言天^言壤^言と^言無^言
窮^言らん^言や^言の^言御^言言^言ぬ^言が^言す^言して^言。今^言上^言皇^言帝^言まで^言傳^言り^言
ぬ^言ま^言ら^言ず^言。是^言も^言神^言の^言御^言言^言ぬ^言が^言す^言。あ^言ら^言ぬ^言事^言

私言王制
五天子祭の儀
大地

天子祭の儀... 天子なるをい。天とを祭儀... 祭儀も
庶人も天に祈りて其理知ぬ。

問曰祭と祈との分あるやい。答曰祈て其ち...
あつもあり。又何れなるか。あきとあつといふ。答曰神

乃祈とけぬまよと。信たまひらる。其人の誠と不誠と

あつ事なり。儀は神に祈ふ。其ち... 乃きやあつとも

身おかへりて自の儀も... 乃きやあつとも

神と怨しりやなれ。是れ武王を聖人もてあり

かせや。神痛腦の時。周公祈儀を... 来代の礼史

武王有疾
周公以手
室未安根
本為瑞欲
以身代武
王之死其
冊祝之文
名金縢

れをせる過もなきもの。乃き神よいのつらと儀

く。乃儀の道。乃儀ひなをい。乃儀も神や儀

り。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。

い。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。

い。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。

い。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。

い。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。

い。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。乃儀と云ふ。

の祈りも。また後、くそのまふしれあふるふ。
吾曰聖人の祈る。金中此金乃。愚人の祈る。志
らく誠なるい。砂中此金なるを砂こそとらふらぬ金を
さうらんや。愚者の誠なるらう祈る。砂中の砂れと
くまのを。つそ、祈のけ給ん。

問曰神よ祈ふ道いすぬ日本國の神社よ不思議奇物
のあふい神のさし給ふ事。又狐狸あやの志いす。
ふかりごと。 吾曰注おらう。二宮のうらよくも奇
海あふし事い。四江の志うと。其教あやして云か

實通延曆
靈龜貞觀
事遊出干
神宮雜事
記
仁安三年
十二月廿
一日伊勢
太神宮祭
上廿七日
公卿議定
寶龜十年
事一同被
申云件例
雖載神宮
解狀不見
國史無常
外記文簿
同才九日

其中もの。はよあると。くくはらへ。寶龜十年八月五日
夜丑刻内宮圓祿乃時。又延曆十年八月五日夜子刻
内宮炎上の時。神射猛火乃中り。死わ給て或は
御前松樹の枝よわらへ。或は御前乃黒山の頂ふ
向し。くき。内宮い大徳の神よ。まらや。子。あふ
事。あふ。そ。わも。あ。又靈龜三年八月十六日
洪水の時。貞觀十五年八月十三日。洪水の時。外宮の正殿
は。あ。り。と。水。一。丈。さ。ま。て。井。の。ど。く。う。が。ら。り。を。御
庭。諸。乃。殿。舎。い。顛。倒。せ。り。や。も。正。殿。い。水。さ。け。り。故。よ。り。も

公卿勅使
宣命云延
曆乃聖代
仁始天有
燒亡御之
毛其後亦
不聞此例
自天仁至
文治心御
柱事並出
干神宮雜
例集
古殿者大
殿佛終壞
之只存心
御柱不火
曰跡有故
殿之時立假

損せず。誠マコト外宮ソトノミヤ水徳ミヅノトク乃神カミとあり。また、（イ）外宮ソトノミヤ心御ココロノミ柱ハシ朽損クシムし、（ロ）外宮ソトノミヤ心御ココロノミ柱ハシ倒タラシし。依ヨリて、（ハ）天永テンエイ元年元年、（ニ）二所ニカ所太神宮タカミヤともい。假殿カド沖ツキ辻ツジ宮ミヤあり。大治ダイジ元年元年、（イ）内宮ウチノミヤ心御ココロノミ柱ハシ朽損クシムし、（ロ）心御ココロノミ柱ハシと覆フキひ、（ハ）御柳ミヤナギと麻アサと、（ニ）念ネン損ソムし、（イ）保延ホウエン五年五年十月廿九日十月廿九日、（イ）内宮ウチノミヤ古殿コドムの心御ココロノミ柱ハシ朽損クシムし、（ロ）心御ココロノミ柱ハシ倒タラシし。依ヨリて、（ハ）同六年同六年、（イ）あゝ、（ロ）あゝ、（ハ）あゝ、（ニ）山口ヤマト系ケイ勅ツク行ユキし、（イ）心御ココロノミ柱ハシと採ツク依ヨリて、（ハ）同六年同六年、（イ）あゝ、（ロ）あゝ、（ハ）あゝ、（ニ）山口ヤマト系ケイ勅ツク行ユキし、（イ）心御ココロノミ柱ハシと採ツク

替カひ、（イ）保元ホウゲンの乱乱、（ロ）安元アンゲン三年三年、（ハ）外宮ソトノミヤ心御ココロノミ柱ハシと卷マキなり、（イ）布フと、（ロ）鳥トリと、（ハ）けり、（ニ）あゝ、（イ）外宮ソトノミヤ心御ココロノミ柱ハシと、（ロ）卷マキなり、（ハ）布フと、（ニ）鳥トリと、（イ）けり、（ロ）あゝ、（ハ）あゝ、（ニ）山口ヤマト系ケイ勅ツク行ユキし、（イ）心御ココロノミ柱ハシと採ツク依ヨリて、（ハ）同六年同六年、（イ）あゝ、（ロ）あゝ、（ハ）あゝ、（ニ）山口ヤマト系ケイ勅ツク行ユキし、（イ）心御ココロノミ柱ハシと採ツク

易

九年の、内宮心御柱と纏ひもろ布と氣喰損せし故
假殿迂宮ありと云ふ程なく元弘建武の大乱あ
りしに應仁年中も内宮心御柱ありと云ふは河内祇
等連署解状と云ふ二十箇度と註進せしむるやも
いふと云ふは天下に大乱出来ぬ其後も此の寄瑞
家之固神明之徳也といふ中極の表至て深秘に
事なれば其子細以外と云ふ事なくと云ふは主の御
ありと云ふ大乱出来ぬ物なりと云ふは此にハサ
いふと云ふは心御柱と云ふは皇帝之命國

心御柱の清示現ありと云ふは今も奇特
神変有りテツツ小及でも見聞事とありと云ふ
但其神変奇特とのこころよ神道はと云ふはあはれ
ら神道に明しよと云ふはあはれら神道の事も其理
ありと云ふは神と云ふは神と云ふは神と云ふは神と
はやろと云ふは向ふのと云ふは狐狸のと云ふは又人の
あまのあはれなりと云ふはあまのあはれなりと云ふ
問曰はれ其理と云ふは神變奇特もあはれと云ふ
程どと云ふは其理と云ふは神道は如何 答曰千早

千早振目
本紀云
兼忌訓伊
知渡也志
鎮火祭祝
詞云御心
速此萬
葉集云
伸毛千羽
小給

陽夏記下

振神代まへ人のこゝろをよまかほすれど觀天文察地理
 してさやうしぞう。世々よりて人正直なりけりなり。
 教とつよみもまじかり。さう後にも我皇の上代よりば
日本紀皇 云四年六 月己酉燕 我臣蝦夷 等臨^ミ 焼天皇記 國記 同體云七 年六月百 濟貢五經 博士段揚 爾十年貢 五經博士

一ノ記録にとい。獲我の蝦夷が難小やなきて亡ぬ其
 前應神仁徳の沖代よりくば國の教と来よなしたる
 小や百濟より王仁と云賢人よりりて教へ又継躰帝此
 字よへ五經を博士して海一事をあり況其教一
 書も國記と亡ぬ後を闇夜のこゝろなる世やありと
 又其かすけいすけと一事をとまうとてめて今に

のこせり志くれとびり小立改代もなすぬあて蝦夷
 國祿迄前代教まへ以の外ありあつても忘れぬ其後
 我國の所こよあると一学校もあつたりへ一抄とて兩
 部習谷の神なりとていよく其本と失て。神書も亦ド
 て佛書やなりとていよく神道も衰微して若存若亡と
 くの蝦夷が火とも経じて上代よりけ神記二所
 太神宮小波きつとて是と亦代に代祢宜神主兩部
 聯合よあていてかの言とて加筆の事けい字小過
 ぬ後を信じて事有但上代より傳へり事佛語

と剛ツヨクめつゝあといトコ黑白シロク別ワカめつゝあつた後ノチも其コノよけて熟ジュク読トク
一イチ。工夫クフと用ヨウひ正直シヤウジキの教コウ任本心ニホンシンよしの教コウ奉一ホウイツ心シン之チ之チ
準ジュンよしの教コウとむ祿ロクとして聖ホウ經キヤウ賢ケン傳ツタヘとも見て工コウ
起キし任本心ニホンシン正直シヤウジキなりんよ其理コノリあきつゝあつたん。

問曰トク心シン神明シメイの舎ミヤカな後ノチも一心イツシンの外ノチは神カミなりやせん
然シカらば云クモトふも無用ムヨウの事コト。迷マヨヒの者モノなりやせんやせん
あつ。いふ。答曰トク。一心イツシンの外ノチは神カミなりと一心イツシンの理リ乃ナラバ外ノチは異イ
る神カミなりとけ事コトあり。灯トウとてけ火ヒの外ノチは火ヒいあ
らざる小コ同トウなり。さるとてさるゝもの。火ヒなきいふあは

やい火ヒららるゝい。又マタ異イなり火ヒと云クモト物モノいなきことなり。あは
心ココロひてふ廟ミヤ社ヤ稷シヤクの神カミなり。このものなり。祭サイ祀シもさ
祭サイ事コトなりやせん。一心イツシンの量リヤウとさるゝ見て。
向偏見コウヘンケンのもれなり。灯トウと見て火ヒと云クモト火ヒい是コレらなり。え
國クニ土ツチ小コ火ヒなり。さるゝあはとあはさるゝも。又マタ外ノチ小コ
神カミありとけ心ココロひて本心ホンシンとさるゝれあつた人ヒト。余ヨリ亦マタ賢ケン
と羨ウラヤミする。さるゝ同トウなり。何ナニの益エキなりやせん。其上コノウヘ神明シメイの
教コウもさるゝひてかたなり。さるゝ工夫クフと云クモト。

問曰トク雄略ユウリョク帝テイの御ミコ宇ウに倭ヤマト姬ヒメ命ノミコトの屏シヅメ佛ブツ法ホウ息ソクや禁キント

易イ更セウ正テイ下カ

類聚大補
任云自開
化天皇御
宇至千一
條院御時
異國賊來
事已上十
小箇序

給小返りせて今に兩大神宮小僧尼としとなれ欽
明帝の御宇に渡り佛法と數十年以前より先を
禁令にせしめし事あり後人の筆跡なりと
答曰日本紀より神功皇后應神天皇の御宇に三韓を
始て通じし事あり神宮の古記より開化天
皇の御宇に異國と通じし事あり漢土へ佛法
は渡らぬ以前小日かと漢と通じし事あり
其後漢明帝乃時漢土に佛法渡りし日かへ佛
法は通じし事あり其名も通じし事あり

筒宮云
塔稱阿良
良伎和宇
正藍鈔云
南葱似丸
輪裕語盡
立云塔立

問曰佛法とし子細如何 答曰流くありしありや
佛と證據せしめし只倭姫命禁誡し返りし
ありありしありし禁誡と不爾して僧尼とし
なりし廟の古法をのびりし今にのころまに諸國の
神社と見てみるべし祠官へ杜僧の奴れたりて
殿へ變りて佛殿なりぬ二宮なりし言をり替へ
めしきやとてし塔なりし諸社より立置して神の
なりしは我國の古法ありんや未來とわび
給ひ屏佛法息よとの禁令なりし事あり

功徳記

お代と流し禁戒と由りくま事歟。

問曰。佛法といふは、何れも法なり。答曰。釈迦へ天

竺の聖人よましますや。聞て、その法なり。但、倭姫

の法源といふは、あやらん。其法乃流といふは、

らん。中世より神道の名となりて、两部習合な

る。神明とわめて、我仏といふより、佛法の流乃弊

をいふを、それと未だ、あやらん。あまもあつらん。よ代

子、あまもあつらん。其子、細倭姫命。同なる。あまもあつらん。あ

まもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。

あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。

あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。

あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。

あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。

あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。

あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。

あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。

あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。あまもあつらん。

鏡體應物
無師以證
其益之叙
不來名和

利と捨じ名利と求めずとのつらなる名利の何ぞ
いひとせん但求ふことのつらなる神のこ
ろひくのあり名利乃欲へ捨て名利へ捨べき物
ありとも名へ実乃實ありと相應の名へ神のこ
ひ捨らるるいふはな。但実もなくて虚名と好む求
む甚しし神道よ捨じくものなり神の正直と本
とす実乃名なりやも。求ふ名よぶあれどのつら
のなよ何とて。虚名を求るる心は神の正直
あり鏡と見て知べし利も亦求べき事よ何と求む

を却て害あり又いふを捨べきものなりとてい捨て
人の生命もむらり。但凡ま心は方に落入とれ
り後を名利といひ捨る程に工夫せず必ず名利へ
らいて根國よ没落とて。名と好むはて義と好む利
は好むはよかえて。仁と好むは神道なりとて。
問曰名利と不捨不求ふとつらなる。但我執は
の取所ありらるん。吾國法とて。異國の法よとて
なり。是又執なりと。答曰性なり異國の
曆と用てはらるる國のかれ國法よとて。是れ
易記下

無^カとらなれど。執^カりて天^ノの道^ヲもせしむるものなり
 異^ノ國^ノのよ代^ルるも。今^レ代^ヨは。至^リるまで。異^ノ國^ノの年^号と載^セ
 るる昏^トと。剛^トと。めり例^ハ一度もなし。それ人^ノ神明^ノ乃^チ許^ス
 宣^ス。從^テ人^ノ本^ニ。天地^ヲ續^テ。神^ノ皇^ノ祖^ノ。標^シ。極^ニ。深^ク其^ノ源^ヲ。根^ヲ。宗^ノ。廟^ヲ
 神^ノ。今^レ朝^ニ。四^方之^ノ國^ヲ。觀^テ。天^ノ位^ノ之^ノ貴^ヲ。私^ニ。大^ニ業^ヲ。明^テ。天^ノ下^ノ之^ノ理^ヲ。也^{ナリ}
 深^ク味^ムふ。一^ニ。我^ノ國^ノ法^トと本^トと。して。か^ノ國^ノ乃^チ法^ヲ也^{ナリ}と考^ヘ
 て。斟^シ酌^シ。一^ニ。時^ニ隨^テて。用^ヒむ。可^クなり。ん。理^ヲを。異^ノ國^ノ
 乃^チ理^ヲ。我^ノ國^ノの理^トと。二^ノ川^ナなり。れ。れ。も。法^ハ。形^ナあり。れ
 る。と。の。ち。後^ニ。差^リ別^レあり。是^レ我^ノ執^リ。似^シぬ。れ。れ。も。公^ノ道^ト

神皇正統記
 十集本
 見

なる。と。し。ん。我^ノ親^トと。も。い。い。私^ノも。似^シぬ。れ。れ。も。人^ノく
 る。よ。道^ヲな。後^ニ。私^ノも。似^シぬ。れ。れ。も。道^ヲを。一^ニ。理^ヲを。儒^ノ書^ノ
 と。い。て。し。ら。し。に。神^ノ道^ノの。め。つ。よ。と。し。後^ニ。な。り。し。
 問^フ曰^ク。和^ノ國^ノの。法^ト也。古^ノ書^ノか。れ。を。知^リ。し。都^ノ鄙^ノ。小^ノ神^ノ書^ノ
 古^ノ書^ノ秘^シたり。子^ノ細^ク。何^カ。答^フ曰^ク。大^ノ方^ノ私^ノ意^ヲ。も。と。起^リたり
 事^ハ。あ。ん。但^シ秘^シたり。ゆ。と。な。り。て。り。か。ら。ぬ。故^ニあり。ぬ
 と。く。を。兩^ノ太^ノ神^ノ宮^ニ。ま。て。い。御^ノ神^ノ身^ノ奉^テ仕^テ記^ス。心^ノ御^ノ柱^ノ記^ヲ。の。類^ト
 他^ノ家^ノ。傳^テ。其^ノ益^ヲ。く。殊^ニ。一^ニ。大^ニ事^ヲ。れ。故^ニ。其^ノ職^ヲ。な。り
 ぬ。人^ノ子^ト。深^ク秘^シたり。い。尤^モ理^ヲあり。又^チ中^ノ古^ノあり。と。あ。ぬ。め。り。書^ヲを

兩部習合の神書あり。神文無眼の者、凡そ他の邦に
世と傳ふる書あり。秘事も理あり。かの天下にあり
録くべき神書、神の律令、格式、國史の類、すべて秘事
甚邪なる事あり。佛敎、其書あり。事あり。あまの
とら故よ。天下小流布。神國之佛國、國人、佛奴と
ぬ。是、和國の神書、古書、邪秘、して、人、去、ぬ、故、な、り、や
倭姫の屏、佛法、息との神誠も、今、之、用、ぬ、世、や、なり、也
并、我、國、の、神、道、と、天、竺、ま、く、く、流、布、せ、す、や、も、神、道
と、變、して、佛、國、と、な、す、ま、で、い、あ、ま、り、な、り、事、な、り、也

心ありん人、あ、り、の、處、ま、す、なり。

問曰、内宮を、神、外宮、月神、あり、ま、す、や、云、と、
は、外宮、月讀、ま、す、ま、す、と、國、常、
と、云、や、云、い、ぬ、い、ん。答曰、事、深、秘、の、其、一、也、
も、神、宮、の、い、は、其、神、の、德、と、あ、り、し、世、人、と、亦、惑、
事、の、後、を、略、其、子、細、と、云、ぬ、事、神、御、出、生、の、次、也、
と、云、外宮、先、り、て、國、常、を、内宮、後、り、て、天、照、太、
神、なり。又、神、鎮、坐、と、い、ふ、を、内宮、先、り、て、外宮、を、内、宮、
の、神、者、小、り、と、後、に、神、鎮、坐、あり。對、して、内宮、と、日、神、

陽復正下
七

神主補任
天武天皇
豐元年
神主志
已夫
神主
男也
本神宮
宜以見
任豐受
神官
神官
神官
神官

宋祢奈と大物忌よ定め給より代其職をけり給りぬ
其後外宮御鎮坐乃時も天村雲命の末孫大佐命二所
太神宮代大神主也なり。それより代二宮の神主と
行一。小天武天皇即位元年小太神主職を停て兩宮小
一人は祢直とを給ひぬ。大佐命の末孫志已夫
ハ内宮の祢直兄虫ハ外宮乃祢直也。伯父也。姪小。二宮代
神事と職もきこえられど志已夫に子なき故持統天皇の
御代に天見通命の十八世の孫荒木田の野ぶと祢直小
補一給より。内宮ハ荒木田の神主外宮ハ度會の神

白叙位者
有有高早
早姓者五
但已下有
外階先叙
外階後入
内階實龜
十年正
月廿十日
格云二所
本神宮祢
宜自今以
後改十考
成選進長
上例以四
考成選叙
内階者

主也別也。守小神徳の勝劣とあり。その端お來りて以
貞觀七年小内宮の祢直継長寶龜格文と考て外宮
ハ祢直真水也。とせずぬ。まかて上奏せり。内宮
内階ハ叙一。外宮ハ同時ハ上奏せらる。故も志已夫ハ外
階ハ叙一。ぬ。其後ハ便と求て神の高卑と密奏せり
ま。その神ハ高下とは。その代ハあり。と云々
をり。され。か。け。け。折。は。ゆ。ま。あ。り。せ。り。事。あ。ら。し。小
永仁四年。外宮の祢直の解状。皇字と載へり。載
る。ま。の。甚。し。き。あ。ら。し。ひ。お。來。て。せ。り。人。子。奏。聞。と。經

き又元弘年中ノ小之。詔刀師職とありそい内宮より家
へ申せし儀外宮よりと申せし事もあり其後又文明
中延徳年中返テ兩宮の神宮合カ教カ及申クあさま比
事もありき。又永正十八年六月十三日兩宮同日同夜の假
敷ノ遷宮ノより遷シ河ノの先後とあり地より出まると也。
又天正十三年より造替シ河ノ遷宮シも兩宮同年よりあり
を御遷宮ノの毎度前後の儀と申しやじ事なり。其後
正遷宮ハ天武天皇即位十四年九月十日勅定より二十二年
と式年ノ也。延九册と式月ノ也。十五日ハ外宮十六日ハ内宮

の式日に定つし持統天皇四年ハ内宮止遷宮あり。同六
年ハ外宮止遷宮あり。一より一兩宮ともいよ式と守て
違例トなり。家ハ天平元年内宮止遷宮あり。和銅二年
より廿一年あり。又天平四年外宮止遷宮あり。和銅四年
より廿二年あり。移り非常ノの故ある時ハ式よりいよ
アヤハいよ。兩宮ともハ式年よりいよ。又延暦四
年式月十八日ハ内宮止遷宮あり。風敷ノの故なれども式
時ノたびいよ。其後兼元三年八月廿日ハ内宮
正遷宮あり。式月たびいよ。事ハ是始となり。如此非常ノ乃

編纂人補
任云建長
一年二月
廿六日外
官祿宜四
興房七朝
行八貞尚
參洛豫千
院宜應名
國三年七
月四日外
官祿宜三
人猶庶官
上落

故あり時ニキ式ニキと用ぬ事もありとひとナク代ヨク式ニキと寄り
一ふ。又建長元年外宮正遷宮未作ミサチ小依ヨクて式日延引
て式月廿六日小遷御ありしにイリ散イリヨク意ヨクあつてやうなうす
く兩年まで引ヨク依ヨクて。祢宜三人上落一式日延引の事
と御やうのありなり。其後又式ニキよクひカク康永二年十
二月廿八日内宮正遷宮より廿一年と式年ニキはクくニキ引ニキ
ぬニキふニキも廿一年小遷御ありしにイリ散イリヨク意ヨクあつてやうなうす
年十二月廿七日内宮正遷宮ありしよりニキ天正十三年十月
十二日正遷宮まで百廿四年延引と非例ニキの甚事ニキ也。又外宮

々永享六年式月式日正遷宮よりニキ永禄六年式月廿
三日止遷宮まで百三十年非常ニキの延引也其後天正十三
年十月十五日正遷宮ありしより。兩宮同年といはれり。又
假殿ニキ遷宮ニキ往古ニキよりニキ式ニキと用ニキゆニキるニキも。兩宮同日其事
いふ事ニキれニキてニキ御ニキのニキ先後ニキとありし事ニキもニキありニキりニキ。小永正
十八年よりニキあニキるニキひニキけニキりニキるニキ但ニキ兩宮遷御ニキ先
後ニキ散ニキ意ニキにニキあニキるニキ事ニキなニキ移ニキるニキ下ニキりニキてニキ祠ニキ宮ニキのニキとニキく
云ニキへニキきニキりニキてニキいニキふニキ。亦ニキ祠ニキ宮ニキなニキれニキどニキ。權ニキ任ニキのニキ身ニキあり
き。又兩宮の正負ニキの上ニキとも。是非ニキとニキきニキ事ニキなりニキ。祢ニキ也。

二宮の御為よ人のきりかへしと申すは言にちし傳
凡じしるもぬづいよかんと申すは言にちし傳
てもあしき思ひの極なり。よくえやと申すは言にちし傳
外宮に祠堂へ先祖の二宮と申すは言にちし傳。その心と密し。
内宮と作きしるも二宮一光の理と申す。偏執と申すは言にちし傳。
内宮の祠堂も外宮と天照太神の由て申すは言にちし傳。神を
神に皇孫と申すは言にちし傳。相殿は海もせん兩宮一致の旨いしは言にちし傳。
外宮と申すは言にちし傳。いしは言にちし傳。兩宮の祠堂は氷魚の旨いしは言にちし傳。
いしは言にちし傳。神の威と申すは言にちし傳。故に度くせし人

乃由といもなるもの佛氏のふれよあしは言にちし傳。
かしちありは言にちし傳。あやうりけりしは言にちし傳。いとあまきしは言にちし傳。

問曰。兩宮の衆もいしは言にちし傳。今い遙に申すは言にちし傳。
云人あり。ちしは言にちし傳。いとあまきしは言にちし傳。略を故と申すは言にちし傳。
答曰。人いしは言にちし傳。云事なれど今と申すは言にちし傳。いとあまきしは言にちし傳。
の虫乃氷と申すは言にちし傳。似あり。これ兩太神宮も言氏の虫なり。今い遙に申すは言にちし傳。
ア。秀吉乃沙時まで年月は流れて衰微せしと今い遙に申すは言にちし傳。
二見御や前山と申すは言にちし傳。賜と申すは言にちし傳。又末社の遙稱は言にちし傳。再興
あり。いしは言にちし傳。聖武天皇の御宇より始りて。か曆年中迄

再興隨當
世所稱之
詳也實非
石法詳見
十大神宮
或問

入奉幣神
 祇令天皇
 即位總祭
 天神地祇
 臨時奉幣
 御即位大
 嘗會齊王
 上定御元
 服等由奉
 幣也
 弘仁十二
 年八月廿
 一日格云
 兼前之例
 大神官司
 檢納伊勢
 國多氣度
 會兩郡神
 田祖及七
 魂神戸田

神代十二月の御祭の奉幣もたゞ今御祭と称直亦
 とむりまてなるも是皆かならずなりてかまぬやなれ
 中絶しぬ。又大奉幣臨時の奉幣也云よりありて。年中よ
 いさばも王氏中臣府部上部の四姓の宿人系向せしぬ
 迎臨再興の九月の御祭の例幣のみなり。又神宮も名
 りり。御任も人なきことあましくして大司権大司司
 とて一負ありし官司も近代大司一負なり。司中足
 非違。又神宮中も宿府権称直のふとひ又那司神三郡
 使諸御刀称其外も品々ありしと其後か

考祖支用
 祀從來
 尚矣
 司中兄部
 手典也司
 家屬官之
 一筋謂兄
 部
 司檢非違
 使糾神郡
 犯罪之職
 也
 郡司大領
 以領主政
 主畏也

れが今なり。たゞ祭主大司正称直権称直物忌玉串大小内
 人たぬごひまてなり。又正権称直の位階は天子御即位乃
 賞に必一級と賜り。御祈の賞ありて打續の阿へ二年よ二
 度も位もみとて初故よ一称直の三位よのほり。正権
 称直の位もみとてみりやも。天正十五年よ後陽成院の
 代始の賞おこなひ初ひし。物忌位階賜る事も中
 絶せしむ。この比は正権称直も五位よりのほり事
 とも。又許多の神代なりありし。便かたれ事
 中の神すれ肉も。初ぐり取もかたもあり。初れ

ありしものほり。我祠宮なるを神宮乃右記及右なり見
 不度よ宗廟の如く治へともかざりく事。骨髓子入り
 ちりどい中く。うかふま。何討り兩大神宮も。う
 魚の所へ。あしなるべきぞや。さうへま。き。あ。い。即
 依て敏昌。天下や。たよ。さう。ゆべき。日。の。廟
 の。の。魚の。とく。も。あ。う。ら。の。祠宮。あ。い。ど。も。い。い
 め。ん。人。た。な。げ。く。な。き。事。な。らん。

問曰倭姫命いほきの帝は皇女あてす。す。す。や
 答曰倭姫世記よ倭姫皇女い垂仁天皇第二女也生而

容貌甚麗幼而聰明教智意自潔通神明倍故皇御孫
 尊乃為御杖代奉頂太神從美和之御諸宮發給願給
 國求奉支。や。ゆ。其。後。五。十。鈴。川。上。に。内。宮。と。さ。う。め。り
 許在任百卅余年。あ。し。く。ま。事。長。く。れ。を。略。し。ゆ。り。又。同。記
 よ。大。足。彦。忍。代。別。天。皇。廿。年。庚。寅。歲。倭。姫。命。年。既。老。蒼。不
 能仕。吾。足。岷。宣。存。内。親。王。仕。奉。物。部。八。十。氏。人。々。定。給。天。十
 二司寮官等。速。奉。移。五。百。野。皇。女。久。湏。姫。命。即。春。二。月。辛
 巳朔甲申。遣。五。百。野。皇。女。於。皇。太。神。乃。御。杖。代。多。氣。宮
 遺奉。奇。慎。美。令。待。給。支。伊。勢。奇。宮。群。行。始。是。也。爰。倭。姫

天長二年
 天長元年
 依多氣宮
 離神宮
 度會離宮
 為常齋宮
 之詔見千
 類聚國史
 齊宮部
 萬葉集云
 隱乃山神
 祇本源云
 尾上社
 西應永廿
 九年六月
 十三日券
 云上前田
 尾上尻
 尾上尻
 尾上尻

命宇治機殿乃磯宮坐給奉日神祀此無倦焉又
 或記多氣宮は天長二年始也といふ倭姫世
 記の説はかくの如し。其辭もろくに海も命と保も
 雄略天皇廿二年外宮と又津鎮坐とすといふ。同世
 記小至大泊瀬稚武天皇御宇自退薨或記雄略
 天皇即位廿二年己未歲春二月倭姫命自退尾上山峯
 石隱坐也といふ。凡津壽命五百歳あり後倭姫命此
 世と今の世人あま秘くたりけりぬも神道わき
 うけぬゆへもや。二宮の神秘い大方は聖女たりけり

新干載集
 云荒木田
 守藤之
 ぐら深
 亦道り
 流川の流

せりてり。河海そふやハれをふる。神道山の
 き理わりは。津裳濯川の流は世に代り
 流川の流

陽復記跋

原_レ史_ニ陽復_一記者勢_ニ易_ニ外宮之祠
官_ニ度會_ニ延佳_ニ神主_ニ壯年之作也神
主者天_ニ牟羅雲_ニ命之裔_ニ而世_ニ為_ニ祠
官_ニ故奉_ニ祭祀_ニ之暇_ニ博_ニ通_ニ神籍_ニ兼
詳_ニ儒典_ニ神道_ニ山之幽邃也裳濯河
之淵源也無_レ不_レ涉者無_レ不_レ獵者文
宣王之温良也鄒國公之雄辨也
莫_レ不_レ師焉莫_レ不_レ法焉其誠於中_ニ

餘響置郵傳命都鄙慕風一日遠
客來問神道大槩於是神主偶
記神書一篇以塞客需時維仲
冬因名陽復易曰復亨出入无疾
朋來无咎抑取餘意於斯也歟然
有難之者曰自託屏佛法之息而
新作與儒典習合非吾神道之
素意或曰明鏡非臺什麼浮影像
也作者還暗本體上之工夫矣邪

議雲凝。僻論泉涌。傳不日乎。物之始生。其氣至微。故多屯難。陽之始生。其氣至微。故多摧折矣。茲承應之奉。斯書遙達于天。聽即備於上覽。敷感之餘。勅於延佳。加佐一級。於是神主奈何。進則超於阿父之位。階退則違于太君之命。令摸稜在手。兩端難舍。一心恐懼。以恭辭讓。因重勅使父延。

拜於正下。五位時有妄妨階級者。阿諛作黨。偏執成群。蠅聚蜂起。卒及傲訐。又非多摧折之謂乎。雖然。為王事無監。仁者難敵。屯難忽解。而永顯此篇之名譽。亨通以時。而大澤於天下後世。余昔繙看此篇。未知何人之作。而怪其語之不凡也。既而悅其理之深長也。孰讀詳味。而後用為功。走之軌範。吁吾國

之神書。自從罹于蝦夷之回祿
以來。適雖有述者。或出于兩部習
合矣。或出于一已偏見矣。若此篇
者。本語於神明之盛德。近示我心之
遠喻。定準固入正直之門戶。至神聖
之基本。豈更他求乎。所謂兩部習
合者。強而合者也。若所取此篇者。
自然合者也。強而合者。與自然合

者。毫釐千里之謬。實在于此也。學
者不詳察焉。則謂與儒習合之
神道亦宜矣。時寬文辛亥之夏。偶
見神主益信此篇。因以漫跋焉。

前越山本

廣足

謹書

寶永七年十月吉日刊行
 文臺屋次郎兵衛
 藤原長兵衛

講古堂藏版神書目錄

舊事記古事記 <small>八冊</small>	御即位 本尊會	御代始鈔 <small>全</small>	一條禪岡御撰
同齧頭 <small>八冊</small>	神道八箇圖 <small>一冊</small>	小田成胤	
首書陽復記 <small>二冊</small>	大八洲圖說 <small>一冊</small>	同	
<small>二所皇 太神宮</small> 遷幸要略 <small>一冊</small>	天津罪圖說 <small>一冊</small>	同	
<small>二所皇 太神宮</small> 遷宮次第記 <small>五冊</small>	續神異記 <small>室永酉年 吳越ノ記 二冊</small>	度會弘兼	
<small>二所 太神</small> 宮司神事供奉記 <small>三冊</small>	伊勢叅宮案内記 <small>二冊</small>	秦忠治	
<small>二所皇 太神宮</small> 神名略記 <small>一冊</small>	世中百首繪鈔 <small>三冊</small>	荒本田守武	
神事隨筆 <small>一冊</small>	伊勢二宮一社傳 <small>一冊</small>		
首書延喜太神宮式 <small>一冊</small>	神道明辨 <small>一冊</small>	度會常彰	

葵心集

度會延貞 一冊
祝壽篇

中臣秘

折本 一冊
平假名附 出口延佳

伊勢服忌令

一冊
折本

伊勢二見浦圖

掛物 折本
秦清薰

二所太神宮
櫻社末社

參詣要路圖

掛物 折本
同

伊勢
豐宮崎

御田祭之圖

掛物

伊勢外宮之圖

掛物 出口延佳

伊勢内宮之圖

掛物 同

伊勢太々御神樂圖

掛物

神代之圖

掛物 出口延佳

御託宣

掛物 同書寫

神書寫本色々

伊勢山田一志町

藤原長兵衛

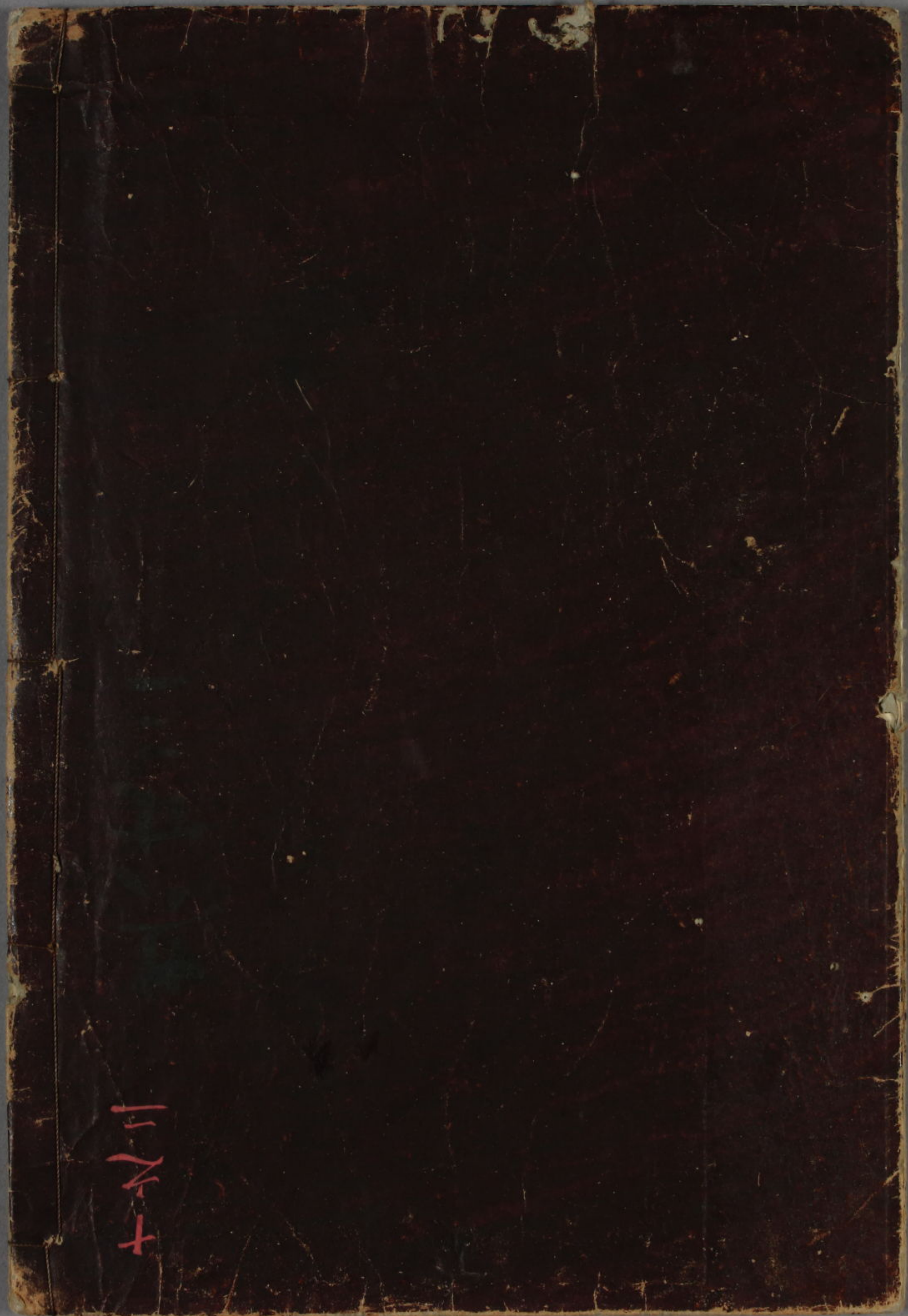
元文四巳未年

三月吉日

書林

京寺町松原下町

菊屋喜兵衛



1124+